

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

| No. | 案件名稱 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|--------------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------|------------|---|---------------------------------------|-----|
| 1 | 高度専門教育訓練センター新築工事基本設計業務委託 | 300 建築設計・監理 | 株東畑建築事務所 | 95,700,000円 | 令和7年10月22日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの) | G5 | |
| 2 | 初動消防活動支援システム点検業務委託 | 10 情報処理 01 情報処理 | パシフィックコンサルタント株式会社 | 1,058,200円 | 令和7年11月19日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの) | G3 | |
| 3 | 高圧ガス製造設備(救助支援車積載)定期自主検査(1)業務委託 | 02 機械等施設点検・運転操作 01 施設保守点検整備 | パウアーコンプレッサー株式会社 | 5,069,790円 | 令和7年11月25日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (その性質又は目的が競争入札に適さないもの) | G3 | |

随意契約理由書

1 案件名称

高度専門教育訓練センター新築工事基本設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社東畠建築事務所

3 隨意契約理由

本業務は、本市が策定した高度専門教育訓練センター施設整備基本計画に基づき基本設計を実施するにあたり、計画の理解度が高く、適切に反映する豊富な経験や確実に実現する技術力・提案力のある設計者を選定し事前に仕様を確定することなく、提出された技術提案に基づいて仕様を確定するなど、発注者と設計者が密接に協力をを行い、具体的な設計を進めて質の高い建築設計を行う必要がある。

その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社東畠建築事務所の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであつたため、その意見を踏まえ、株式会社東畠建築事務所と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6153）

随意契約理由書

1 案件名称

初動消防活動支援システム点検業務委託

2 契約の相手方

パシフィックコンサルタンツ株式会社

3 隨意契約理由

初動消防活動支援システム（以下「システム」という。）は、地盤データ、建物データなどを事前にコンピューターに登録しておき、地震発生時に市内に設置している震度計の震度情報を基に地域ごとの地震動の分布、出火危険度、延焼危険度を予測し、さらに火災指令した出火点において、風向、風速が反映された延焼シミュレーションを実施し、消火に必要な消防部隊数等を予測するシステムである。

本業務は、各種機能を常時適正な状態に維持するため、機能点検を実施するものである。

上記業者は、本システムを開発・納入した業者で、システム独自の設計・製造等に係る専門的知識と技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を行うことのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム）（電話番号 06-4393-6573）

随意契約理由書

1 案件名称

高压ガス製造設備（救助支援車積載）定期自主検査（1）業務委託

2 契約の相手方

バウアーコンプレッサー株式会社

3 隨意契約理由

高压ガス製造設備は、高压ガス保安法35条の2に基づき定期自主検査を行い、高压ガス保安法に定める技術上の基準に適合させる必要がある。

当該設備は、ドイツのバウアーコンプレッソーレンGMBH（以下「製造会社」という。）製で同社独自の技術で製作されており、定期自主検査及び整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

上記事業者は製造会社から日本の総販売代理店としてアフターサービス業務の一切を移管され、製作会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報の提供を受けた唯一の業者である。

よって、上記事業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）